

Q346. 年俸制の社員に残業代（時間外・休日・深夜割増賃金）を支払う必要がありますか。

年俸制の社員も労基法上の労働者であり、労基法上、年俸制社員について残業代（時間外・休日・深夜割増賃金）の支払義務を免除する規定はありません。また、時間外・休日・深夜に労働させた場合でも労基法 37 条に定める残業代（時間外・休日・深夜割増賃金）を支払わない旨の合意や就業規則の定めは無効となります。

したがって、労働契約や就業規則の定め如何にかかわらず、年俸制社員を時間外・休日・深夜に労働させた場合には、残業代（時間外・休日・深夜割増賃金）を支払う必要があります。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎